

動物用医薬品

2026 年 3 月改訂 3 版

日本標準商品分類番号 8797117

貯法	遮光した密封容器	承認指令書番号	農林水産省指令 28 動薬第 2432 号
		販売開始	2017 年 7 月

スルファドキシシ・トリメトプリム配合注射剤

要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

プリモドキシシ[®]注「meiji」

PRIMIDOXINE[®] INJECTION 「meiji」

プリモドキシシ注「meiji」は、サルファ剤スルファドキシシと抗菌剤トリメトプリムを 5:1 の比率で配合した筋注用注射剤です。抗菌力が相乗的に増大し、豚のヘモフィルス感染症および細菌性下痢症にすぐれた効果を発揮します。

【成分及び分量】

本剤 1 mL 中
トリメトプリム…………… 40 mg
スルファドキシシ…………… 200 mg

【効能又は効果】

豚：細菌性下痢症、ヘモフィルス感染症

【用法及び用量】

1 日 1 回、体重 1 kg 当たり、下記の量を筋肉内に注射する。
豚（生後 4 月を超えるものを除く。）： 0.1 ～ 0.2 mL

【使用上の注意】

「基本的事項」

- 守らなければならないこと
(一般的注意)
 - 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
 - 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
 - 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
 - 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、週余にわたる連続投与は行わないこと。また、ヘモフィルス感染症を対象とする場合は、1 ～ 3 日間の範囲で投与すること。
 - 本剤は、「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条の 4 の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚：食用に供するためにと殺する前 10 日間

- (取扱い及び廃棄のための注意)
 - 本剤の外観又は内容物に異常が認められた場合は使用しないこと。
 - 本剤は他の薬剤と混合して使用しないこと。
 - 本剤を分割使用する場合は速やかに使用すること。
 - 本剤は有効期間を設定してある動物用医薬品なので使用期限を過ぎた製品は使用しないこと。
 - 注射器具は滅菌されたものを使用すること。
 - 注射針は必ず 1 頭ごとに取りかえること。
 - 小児の手の届かないところに保管すること。
 - 本剤の保管は直射日光及び高温を避けること。
 - 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
 - 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
 - 使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。
2. 使用に際して気を付けること
(使用者に対する注意)
 - 誤って注射された者は、直ちに医師の診察を受けること。
 - 本剤が誤って使用者等の眼、鼻、口等に入ったときは、直ちに水で洗浄やうがい等を行い医師の診察を受けること。

(豚に関する注意)

 - 本剤は必ず筋肉内に使用し、注射時に注射針が血管あるいは臓器内に入っていないことを確認してから投与すること。
 - 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

「専門的事項」

① 重要な基本的注意

- ・本剤の有効成分であるトリメトプリムは、実験動物で催奇形作用が認められているので、使用にあたっては慎重に投与すること。

② 副作用

- ・本剤は局所反応を起こすことがある。
- ・本剤の投与により、強直歩行及び抑鬱等の中枢神経症候、下痢等の消化器障害、表皮壊死症等の皮膚障害、出血傾向等が報告されている。

【有効期間】

24 カ月

【包装】

100 mL × 5 本（ガラスバイアル）

【製品情報お問い合わせ先】

明治アニマルヘルス株式会社 営業部
〒860-0083
熊本市北区大窪一丁目 6 番 1 号
TEL : 096 (345) 6505
FAX : 096 (345) 7879
<https://www.vet.meiji.com/>

【販売元】

明治アニマルヘルス株式会社
熊本市北区大窪一丁目 6 番 1 号

【製造販売元】

フジタ製薬株式会社
東京都八王子市栢田町 1 2 1 1 番地 1

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。